

住宅省エネラベル(住宅事業建築主への適合性に関する評価業務)

エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく「住宅事業建築主の判断の基準」(トップランナー基準)の基準に適合しているかどうかを審査するものであり、建物の断熱性能に加え、冷暖房、換気、照明、給湯設備も含めた省エネルギー性を総合的に評価するものです。(トップランナー基準とは住宅の建築を業として行う建築主(住宅事業建築主)に対し、その供給する建売戸建住宅の省エネ性能の向上の目標を定めたものです。)

審査対象建築物 一戸建ての住宅(併用住宅は対象外)

業務の流れ



他業務関連 ・フラット35S金利Aプラン(省エネルギー性)の適合証明書取得が可能。

参考資料等 ・一次エネルギー消費量計算WEBプログラム、及び参考資料について
IBEC 建築省エネルギー機構(一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構)
トップページ「省エネ基準とは」→「住宅事業主基準について」
より、基準の概要及びWEB算定プログラム等をご覧頂けます。

申請書類等 □申請図書部数 正・副

□申請図書リスト

- ・適合証交付申請書
- ・委任状(代理申請の場合)
- ・建築物情報シート
- ・設計内容説明書
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・仕様書(仕上表を含む)
- ・各階平面図
- ・床面積求積図
- ・立面図
- ・断面図
- ・矩計図
- ・基礎伏図(基礎断熱を行うもののみ)
- ・各部詳細図
- ・各種計算書(断熱性能について外皮計算を行う場合は外皮計算書)
- ・算定用WEBプログラムによる出力表、又は基準達成率算定シート
或いは「住宅事業建築主判断の基準」に適合する代表的な仕様確認シート
- ・機器表、資料、カタログ等(機器の性能が確認できるもの)